

鳥取県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月12日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 以 後 博 幸 八頭郡八頭町日田620-1

平成22年10月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井 尻 昭 八頭郡八頭町日田759

平成23年3月27日就任 任期 平成23年12月29日まで